

みちるアスリートクラブ 会員規約

平成22年5月3日

平成22年7月4日改正

平成24年4月1日改正

令和2年 5月20日改正

第1条 (名称) 本会は、みちるアスリートクラブ (みちる AC) と称する。

第2条 (会員の義務) 会員は、趣旨を理解され、規約を守り会員同士の親睦と地域、クラブ
発展に寄与できる者でなければならない。

第3条 (会員資格) 入会資格は、通常練習に参加できる健康な者であること。
正式な申込書を提出し、入会金・月会費を納入後、入会を許可された者
中学生・高校生で学校の陸上部に所属している者は学校の顧問と保護者の承諾書が
提出できる者。

第4条 (クラス区分) クラス区分は次のような区分である。
ジュニアクラス・・・園児・小学生全般
園児については、年中以上とする。
アスリートクラス・・・中学生以上、競技者して練習する者。
シニアクラス・・・競技が目的ではなく健康やランニング愛好程度の者。

第5条 (会費) 入会金及び月会費は次の通りである。
入会金：2000円 (一律)
月会費：鎌ヶ谷園児教室参加者：4000円
園児・小学生 (通常教室参加者) 4000円
強化選手会員：5000円
大会参加、合宿参加費は別途かかります。
上記、会費適用は令和2年8月会費 (7月引落分) より適用とする
休会を申し出た会員については、会員維持手数料として、月1000円を徴収する。

第6条 (会費の納入) 会費の納入方法は、入会時2か月分を現金にて納入
以降は、口座引落とする (毎月20日引落)

第7条 (怪我等の処置) 活動中に発生した怪我の応急処置は行いますが、以降については保
護者並びに本人の責任にて治療をしていただきます。

第8条（保険の加入） クラブでは、中学生以下は団体保険に加入しますが、各個人での加入を奨めます。

第9条（退会） 退会される場合、原則1か月前までには申し出ること。

指定の「退会用紙」の記入をすること。

また、2か月以上会費を滞納された場合は、退会していただきます。

第10条（規約の変更） この規約は会の運営上大きな支障が生じた場合、変更することがあります。

以上